申し込み時の必要事項

手当額1人につき月額2千 育終了前の遺児を扶養する方 た(重度障がいを含む)義務教 慮の災害で父または母を失っ 対象交通事故や労働災害、

500

呼吸器、ぼうこう、

直

ビス課

ヒト免疫不全ウイ

を明らかにする証明などを持 員の住民票の写し、事故など

ち

重度と判定

(診断)

〈外国人の方も国民年金に〉

籍謄本、

世帯全

お持ちの方②知的障がいがあ に限る)の身体障害者手帳を ルスによる免疫の機能障がい

A判定の療育手帳をお持

国民年金

- 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな)
- ⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)

問い合わせ先

区役所(1分)の

保健福祉サービ

ス課

区役所の

地域保健課

返信先(往復はがきの場合)

右

表

0

通

ての問い合わせ先

支援費サービスを

受けている方

受けている方

手続きの対象者

更生医療を受けている方 精神障がい者居宅サービスを

精神通院医療を受けている方

育成医療を受けている方

災害遺児に災害遺児手当

入学支度資金の支給

災害遺児手当

不

障害者自立支援法のサービ ス利用などの申請手続き

■障害者自立支援法にかかわる手続きについ ださい。 で、 ービスの利用を希望される方 らせを対象の方にお送りしま でない方は3月中に行ってく いて制度の変更に伴うお知 障害福祉サービスや医療に 申請手続きがまだお済み 4月以降も引き続きサ

ス課へ。 別に区役所の保健福祉サー を持参し、3月1日水~27日 採用 (内定)

福祉サービス課 詳細 区役所(1 0) 保

方の医療費を助成します 心身に重度の障がいがある

祉サージ です。 対象①1・2級と3級(心臓 付申請をしてください。 がある健康保険加入者が対象 市内に住民登録か外国人登録 成を受けることができます。 費助成制度による医療費の助 から重度心身障がい者の医療 公費負担が廃止されますが 左記に該当する方は4月1日 入所施設利用者に係る医療費 3 月 31 事前に区役所の保健福 ビス課で受給者証 日に、 知的障がい者 の交

祉サービス課 区役所の (保健 福

がいる。 かっちゃくしゃ はけん できない という できない という いっちゃくしゃ はけん

ത

で障がい者になったとき、

たときや、不慮の事故など

国民年金は、

お年寄りにな

定の条件を満たした方に年金

童を扶養している方。 または中学卒業後就職する児 4月に小中学校・高校に入学 対象災害遺児手当の受給者で 入学支度資金

申込印鑑、 **支給額**1人につき1万5千円 入学 (合格) 通知書など 通知

頼のときは、 詳細 936 障が FAX い福祉課へ 222 2 9 0 211 0 入する必要があります。 外国人の方も、 制度です。国内にお住まいの を支給し、生活の安定を図る れている国の方を除きます。

詳細区役所

の保険

580 円 え付けの様式で、 れた方。 担の上限あり)を除いた金 円) または医療費の1割 を維持する方に所得制限あり 料)。①②とも主として生計師により交付されるもの(有 から初診時一部負担金(医科 の(無料)。診断書は区役所備 総合センターで交付されるも 詳細 区役所(1%-) 成額保険診療の自己負担額 歯科50円、柔道整復 判定書は、児童福 精神科の医 0



国民健康保険

国民健康保険料は

険

年

期限内に納めましょう

「滞納整理特別強化月間」

実施期間 平成18年5月まで

- ★滞納処分の強化
- (給与・預貯金などの差し押さえ)
- ★滞納世帯への財産調査の強化 ★納付相談・納付指導の強化

納付が困難な方は、 の保険年金課にご相談を

請により遠 かの市町村に住む場合には 家族の方が学校に行くため 遠隔地証の 地証を発行

細は、

区役所保険年金課まで

生します。自己負担などの詳

お問い合わせください

区役所(1%)

0)

保

申ほ

¥

年金課

税 金

先が変わります〉 給与支払報告書などの提出

提出する市・道民税関係書類 0) 与支払報告書、 届出書など、 提出先が区役所の課税課市 平成18年4月3日月 (中央区は特別税係 給与支払者が 給与所得者異 から給

ます。 明 さ 書を持参して申請 保険 証、 してくだり(園)証

は不要です。 方で、通常の修学予定期間内 の方は、在学証明書の再提出 に遠隔地証の交付申請をした 校の在学証明書を添えて以前 なお、 現 在在学して いる学

国民年金に加

ただ

結核·精神医療付加給付

厚生年金・共済組合の加

条約で加入を免除さ

ては、 総医療費の5%相当、精神性らは結核性疾患に係る通院が 発生します。また20年4月か 原則10%相当の自己負担が発 疾患に係る通院が総医療費の の原則5%相当の自己負担が 精神性疾患に係る通院につい 方の付加給付金が変わります。 の公費負担医療を受けている 国保加入者で、結核・精神 18年4月から総医療費 金